

令和3年4月1日

社会福祉法人 平成会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和5年3月31日

2. 女性活躍推進法

【女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供】

(目標)：女性労働者の雇用形態(準正規職員→正規職員)の転換者1名

令和3年

女性労働者の事業所雇用形態別の把握・管理、本人意向調査

令和4年

対象者の選定、評価、雇用形態の変更実施

3. 次世代育成支援対策推進法

【子どもを育てる労働者が利用できる事業所内保育施設の設置及び運営】

(目標)：事業所内保育園の利用の定着

令和3年～4年

事業所内保育施設の園利用状況の案内、実施イベントの定期配信

【所定外労働の削減のための措置の実施】

(目標)：ノー残業デーの定着、徹底

令和3年～4年

ノー残業デーの全体アナウンス、各事業所間適用の推進

【年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施】

(目標)：平均有給休暇取得日数の5%向上

令和3年～4年

計画年次有給休暇の年間調査、管理

四半期に一度、年次有給休暇取得状況の案内、推進連絡の実施